

2020年 桐生サッカーリーグ運営要項（案）

1. 参加チーム

別紙のとおり

2. 組合せ日程等

- (1) 大会日程 令和2年1月19日（日）から4月下旬までの各日曜日
- (2) 会場 新里総合グラウンド他
- (3) 組合せ 別紙による

3. 運営委員会

- ・運営委員長 駒場 晶久 ・代表運営委員 前回優勝チーム
- ・運営委員 各チーム1名及び社会人連盟役員

4. 桐生サッカーリーグ運営規程

(1) 選手登録等について

- ① 本リーグは、上部団体（県サッカー協会）とのつながりはないので、日本サッカー協会登録メンバーと本リーグ登録メンバーとが同一でなくても差し支えない。
- ② 登録選手は、桐生市に在住、在勤している者によって構成することを原則とする。
- ③ 本リーグに登録された選手は、当該年内における市サッカー協会主管の大会において、他のチームからの出場は認めない。（当該内の移籍は不可）ただし、就職、転勤等で従来のチームで競技できなくなった場合、及び、就学等で身分の変更が生じた場合などのやむを得ない事情の場合等は、運営委員長の承認を得て移籍することができる。
- ④ 追加登録は、出場予定試合6日前迄に必着するように各チーム及び運営委員へ所定のファイルを送ること。
- ⑤ 2種登録している者については、卒業見込みのものとする。
- ⑥ リーグ登録については有資格審判員5名以上(新規チームは4級3名以上)を有すること。
- ⑦ 本リーグは原則、棄権は認めない。

(2) 試合方法について

- ① 日本サッカー協会「競技規則」による。
- ② 試合時間は80分とし延長戦は行わない。また、ハーフタイムは15分を超えないこと。
- ③ 選手交替は、7名とし、主審の許可を得て行う。
- ④ 試合開始時7名以上の選手が揃わない場合には棄権不戦敗とする。
- ⑤ 試合開始10分前までにメンバー表を審判、相手チームに提出する。

(3) 成績順位に決定について

- ① 試合勝者は、勝ち点＝3、引き分けは勝ち点＝1とする。
- ② 成績順位は勝ち点により、勝ち点が同一の場合は下記の方法によって決定する。
 - i 全試合のゴールディファレンス（得点－失点）の大きい順
 - ii 当該チームの対戦成績
 - iii 全試合のゴールアベレージ（得点÷失点）の大きい順
- ③都合で試合を延期する場合は、試合3日前までに各運営委員・対戦チーム・審判担当チーム

へ必ず連絡すること。また、延期したチームが責任を持って日程・会場・審判・相手チームとの調整を行い、決定事項を書面にて運営委員へ報告すること。

- ④ ③による延期や突然の棄権等により試合が行われない場合、その原因となったチームの処遇については、運営委員会において裁定されるものとする。
- ⑤ 複数のリーグ編成においては、上位リーグの下位2チームと下位リーグの上位2チームを次回リーグにおいて自動的に入れ替える。(参加チーム数により変更あり)

(4) 罰則について

- ① 試合中に退場処分を受けた者は、次の1試合を出場停止とする。
また、退場処分の内容によっては、リーグ運営委員会の協議により適切な処分を行うこととする。
- ② 警告の累積は、2回で次の1試合に出場停止とする。
- ③ 試合に棄権となったチームの次年度以降の大会参加は原則認められない。

(5) 運営経費について

- ① 加盟チームは、負担金12,000円を拠出しなければならない。
- ② 本リーグ運営のため、桐生市体育協会より補助金をあおぐ。

(6) 選手の表彰について

- ① リーグの成績・順位に基づき、チーム表彰を行う。
優勝・準優勝チームには賞状及び賞品
3位チームには賞状
- ② 個人表彰は、最優秀選手・得点王の表彰を行う。
最優秀選手については、優勝チームから1名を推薦してもらい決定する。
- ③ 表彰式(5月頃を予定)には、各チーム2名以上参加すること。

5. グランド準備等

グラウンド作り担当チーム → 第一試合の両チーム
後かたづけ担当チーム → 最終試合の両チーム

6. 審判担当チームへ

- (1) 審判は有資格者とし、主審1名、副審2名を出すこと。
- (2) 主審・副審は審判服を着用すること。
- (3) チームの都合で試合を延期した場合でも審判の割り振りがあるチームは、原則として審判を行い、どうしてもだめな場合は、責任をもって他チームと調整を行うこと。
- (4) 最終試合の審判は試合終了後、両チームにグラウンド整備を指示し、整備後の確認をする。
- (5) 試合開始前に両チームに審判員全員の審判証を提示し、承認のサインを必ずもらうこと。
- (6) 試合結果は、第4審が所定の報告用紙に結果を記入し、主審の確認を受けること。主審は、定められた形式で試合結果のメール報告を試合当日中に行うこと。なお、メール送信に際しては、記入した報告用紙を写真撮影し、メールに必ず添付すること。
- (7) 結果報告用紙は、運営委員長の求めには、いつでも提出できるよう保管しておくこと。
- (8) 割り当て試合の審判を怠ったチームは、勝ち点-3を、当日中のメール報告(不備を含む)を怠ったり、試合前の承認サインを貰わなかった審判員のチームには勝ち点-1を、審判資格を有しない者が審判を行った場合はそれぞれの審判について勝ち点-1を課す。